

## <登録条件について>

美馬市空き家バンク制度実施要領と共に下記の条件を満たしている必要があります。

### 【空き家を登録する場合】

- ・土地、家屋の所有者全ての承諾が得られている物件であること。
- ・建物にあっては安全性に問題がないこと。
- ・共同住宅や長屋などの集合住宅の一部のみを売買又は賃貸借するものは登録できません。
- ・所有者等が宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の免許を受けて宅地建物取引業を営む者をいう。）に売買又は賃貸借の媒介を依頼する契約（賃貸物件にあっては、管理契約を含む。）を締結しているものでないこと。

### 【空き地を登録する場合】

- ・登記簿謄本上の宅地で分譲地以外の土地であること。
- ・土地に関しては売却希望のみ登録が可能。
- ・土地の所有者全ての承諾が得られている物件であること。
- ・所有権以外の権利が設定されている場合、権利者の承諾が得られている物件であること。
- ・電気、水道、ガス等の生活インフラの物件への引き込みが可能なもの（整備済を含む）が対象となります。
- ・土地にあっては現況のまま個人または法人が居住を目的とした建物等を建設できる宅地であること。
- ・所有者等が宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の免許を受けて宅地建物取引業を営む者をいう。）に売買又は賃貸借の媒介を依頼する契約（賃貸物件にあっては、管理契約を含む。）を締結しているものでないこと。

### 【登録に必要な書類】

- ・空き家バンク登録申込書（様式第1号）
- ・市税納付状況調査書兼暴力団等の排除に関する同意書（様式第2号）
- ・身分証明書の写し（氏名・現住所の確認できるもの）
- ・前2号に掲げるもののほか、市長の必要と認める書類

※内容によって、別途書類が必要になります。詳しくは美馬市移住交流センター担当までご相談下さい。